

2017年新規意見速報版

「2017年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 - 中南米編 - 」

(2017年1月～2017年2月実施)

2017年8月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局：日本機械輸出組合

目 次

4 . 中南米地域

| | | | |
|-------------|----|-------------|----|
| アルゼンチン..... | 1 | エクアドル | 24 |
| ボリビア..... | 3 | * ペルー | 25 |
| ブラジル..... | 4 | ベネズエラ | 26 |
| * チリ | 20 | コスタリカ..... | 30 |
| コロンビア..... | 22 | パナマ..... | 31 |

(注) *印は、APEC 諸国・地域

アルゼンチンにおける問題点と要望

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 | |
|--------------------|------|------------|---|--|---|---|--|
| 9 輸出入規制・関税・通関規制 | 日機輸 | (1) | 高輸入関税 | ・35%という高関税がかけられている電気製品もある。 (継続) | ・関税引き下げ。 | | |
| | 日機輸 | (2) | 非自動輸入ライセンスの取得の不透明 | ・非自動輸入ライセンスの許可取得について、現時点、当社は大きな課題発生していないが、今後の動向は不透明。特に、現地生産部材の許可取得遅れは、アルゼンチン国内での効率的な生産活動にも影響が大きい。 (変更) | ・非自動輸入ライセンスのタイムリーかつ迅速な許可発行。 | ・亜商務長官決定2017年第152号 http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/270000-274999/272225/norma.htm | |
| | (対応) | | | | ・アルゼンチン、非自動輸入ライセンス制度の対象品目リストから一部コンピューター及びビデオモニターを除外(2017年3月4日より適用) http://www.jmcti.org/trade/bull/trade/alert/arti/2017_03/070317_Argentina_Removes.htm | | |
| | 日機輸 | (3) | 短い非自動輸入ライセンスの有効期間 | ・非自動輸入ライセンスの許可有効期間(許可日～輸入通関日)が90日と短く、期限前の生産・物流手配が非常に難しい。 | ・ライセンス有効期間の延長(90日 180日)。 | | |
| | 日機輸 | (4) | 輸入規制の突然の実施・不透明 | ・2015年12月、突然輸入ルールの変更が実施され、輸入許可の取得に要する期間が従来の約14日間から60日間へ変更された。事前の通告は無く、認証取得のために予定していたサンプル発送日程に対して影響が有り、対応に苦慮している。 (継続) | ・変更に関しては、十分な期間を確保した事前通達をお願いしたい。(実施の最低1年前) | | |
| 日化協 | (5) | 原産地の定義の不明確 | ・アルゼンチンの農業登録規制上、原産地の定義が明確になっていないため、農業製造会社によっては、原産地を本社としたりあるいは工場としたりと対応が異なっている。原産地の定義が明確でないと、当局見解によって農業原体・製品のアルゼンチンへの輸出が認められない事態もあり得る。 | ・アルゼンチンにおける原産地に関する定義明確化を図ってほしい。 また本件に関連しての農水省への要望ですが、海外当局からの原産地証明書発行要請に対して各農業製造会社に対応するのではなく、農水省が一括して発行できるような仕組み形成についてもご検討いただければ、海外当局にとっても効率化になると思われる。 | | | |
| 11 利益回収 | 日機輸 | (1) | 外貨収益の現地通貨への転換強制 | ・輸出業者へのドル早期回収と強制ペソ転換。 (継続) | | | |
| | 日機輸 | | | ・銀行ドル預金の強制ペソ転換について、現在のところドル預金は認められており、強制的に現地通貨への換金がされた事実はない。 (継続) | | | |
| | 日機輸 | | | ・輸入許可のおりた品目の通関での長期足止め。 少なくとも当支店では、輸入許可を取得したものが通関で足止めされることはない。 (継続) | | | |
| | | | | | ・多くのものが、電話等での窓口指導的に実施され、何が規制対象となるか、それが活動にどう影響をするかかわらず、貿易業者の活動の安定性を阻害。 | | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|------------------|-----|-----|-------------------------|--|--|--|
| 12 為替管理 | 日機輸 | (1) | 外国為替先渡取引規制 | ・アルゼンチン企業はアルゼンチン国内の銀行としかNDF(ノンデリバラブル・フォワード)等の締結が不可。 (継続) | ・外貨管理規制の緩和。 | |
| 15 価格規制 | 日機輸 | (1) | 価格統制の存在 | ・インフレを抑制するため、価格統制が存在する。 (継続) | | |
| 19 工業規格、基準安全認証 | 日機輸 | (1) | 輸入製品等への規格番号の設定 | ・電気安全STDや、輸入製品が取得しなければならないその他の規格番号が存在する。 (継続) | | |
| | 日機輸 | (2) | 省エネ・ラベリング規制の実施の不透明・対応困難 | ・2015年9月にTVにおける省エネ・ラベリング規制が実際の規制開始日が未定の状態で発効した。法文には、アルゼンチン国内の試験所と認証機関の認可の官報発行90日後にラベル対応必須となっている。規制施行に向けて出来る限りの準備は進めているが、官報発行予定が不明な為混乱が生じている。また、90日の猶予期間中に、認証取得、ラベル作成を行い規制に対応するには、実際には不可能である。 (継続) | ・アルゼンチン国外の試験所、認証期間の使用を認めて頂きたい。 ・試験所、認証機関が明確な状態での規制の発行を希望する。 ・規制開始日については十分な対応期間を確保したうえでの設定をお願いしたい。 (規制発行後最低1年) | ・アルゼンチンTV省エネ・ラベル規制 Disposición 219/2015 |
| 20 独占 | 日機輸 | (1) | 独占 | ・独占的な活動から保護するための法律が存在する。 (継続) | | |
| 21 土地所有制限 | 日機輸 | (1) | 土地所有制限 | ・20%以上の国土は外資所有にできない。 (継続) | | |
| 24 法制度の未整備、突然の変更 | 日機輸 | (1) | 事前説明のない急な法律新設・変更 | ・法令の重要な変更が急に行われる。 (継続) | ・事前告知および移行期間の設定(例:6か月間)。 | |

ポリビアにおける問題点と要望

| | 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|-----------------|-----|-----|-----------------|--|--|--|
| 19 | 工業規格、基準 安全認証 | 日機輸 | (1) | 事前通告のない認証取得規制導入 | ・2013年5月、突然無線機器に対する認証取得規制が開始された。また、同年12月には、この規制を強化する内容の規則が発行された。いずれも事前の通告が全くなく、また不明点も多いため、混乱している。各社が一斉に申請するためか、不明点の問い合わせを行っても返答が来ない。 (継続) | ・規制案についての意見公募を行うとともに、施行日の設定については、対応期間の十分な考慮をお願いしたい。(発行後最低1年) | ・ATT-DJ-RA-TL 0207/2013およびこれに置き換わる ATT-DJ-RA-TL 1022/2013 |

ブラジルにおける問題点と要望

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|--------------|-----|-----|----------------------------|---|---|--|
| 1 外資参入規制 | 日機輪 | (1) | 国産化優遇税制による内外差別待遇 | ・国産化優遇税制により、国産企業には輸入税、および工業税が減免される(輸入税は地域によって違う)。消費地での生産を優遇するICMS税の変更に より輸入コンテンツが売価の40%を超える商品にはFCI(import content form)に輸入コンテンツ額の記入義務が課され、それらは州税務署へ毎月提出する義務がある。 (変更) | ・現地調達部材は価格、品質面で改善を要する。 | ・Resolution SF 13/2012 |
| | 日機輪 | (2) | 外資企業の駐在員事務所・工事事務所及び支店設立の困難 | ・ブラジルでは駐在員事務所という法人格は認められておらず、また、外国企業の支店設立は許可を得るのが難しいため、現地法人の形態を採ることとなる。 (継続) | ・事業形態により様々の企業登録ができるようにすべき。 | ・ブラジル移民局規定 ・94年7月29日付決議文第27号 ・Resolucao Normativa 62/2004 ・法令99(2012年12月19日にてCNIが発行) |
| | 日機輪 | (3) | 外資企業経営者の居住者要件 | ・外国企業の現地法人の会社経営を行う代表者はブラジル居住者(外国人の場合は永住ビザを有する者)に限られる。 [非居住者の永住ビザ取得のための条件……代表者交代の場合も下記条件が必要] - 非居住者の永住ビザ取得は2004年に法令62/2004により、60万RSの投資又は15万RSで最低10名を追加雇用する制度に変更。 - 以前のテンポラリービザは2年プラス2年でパーマメントビザへの切り替えとなっていたが、法令99(2012年12月19日より)2年後切り替えが可能となった。 (継続) | ・他国のように駐在員ビザの取得を容易にすべきである。 ・制度撤廃。 | ・ブラジル移民局規定 ・94年7月29日付決議文第27号 ・Resolucao Normativa 62/2004 ・法令99(2012年12月19日にてCNIが発行) |
| | 日鉄連 | (4) | 自国籍船使用優遇 | ・自国産業保護のため、免税品種においてはブラジル籍船使用を義務付け、SALVADOR以北の港で陸揚げ、商船基金支払免除。 (継続) | ・制度の撤廃。 | |
| | 日機輪 | (5) | 自国保険主義 | ・国内保険会社の使用を義務付けられ高い料率を要求される。 (継続、準拠法追加) | ・国内保険会社の使用の義務を撤廃していただきたい。 | ・Circular SUSEP 392/09 |
| 5 部品産業政策上の規則 | 日機輪 | (1) | 海外部品メーカーに不利な税制恩典 | ・国内に部品産業としてのサプライ・ベースが存在しない中でセットメーカーの部品調達は輸入に依存せざるを得ない。その為、各種の税制恩典がセットメーカーの部品輸入に対し付与されることから、部品会社が国内での販売取引をしようとしても税制恩典の差からビジネスが不可能に近い。 前記のインセンティブは: Lei 2826: マナウスFTZでのICMS(商品流通サービス税、17%)の55%、75%or100%免税。 Lei da Informatica: ICMS17%から7%に減免、IPI(工業製品税、10%-20%)の80%免税。 RECOF: 情報通信産業に対し、通関優先権や輸入関税及び全ての税金の製品出荷時までの支払いのサスペンド。実効税率が大きな中で資金面 | ・税制恩典の付与に一貫性がない場合があり、現在テレビについてはアマゾン州はパネル現地取立にて特別な恩典を付与している。 ・税制の仕組みが複雑であることに加え、変更が日常茶飯事で、常に法的リスクが伴う。 | ・Law 2826/2003 ・Law 8248/1991 ・Law 10176/2001 ・Law 11077/2004 ・Law 13023/2014 ・Law 10485/2003 |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|---------------|-----|----------|---|--|---|
| 5 | | | | <p>で便利になる。</p> <p>Drawback: 製造会社が輸出向けの製品に使う部品直接輸入に対し、輸入関税、IPI(工業製品税)、ICMS(商品流通サービス税)等が免税される。</p> <p>Regime Automotivo: 自動車分野に対してのI.I.L.(輸入税)の40%免税。条件として製造投資の他に自動車産業向けの売上げが50%以上とされており、一般の電子部品会社にとっては条件クリアが不可能。</p> <p>加えて自動車業界については流通の中間段階では全ての税が免除されることから新規の取引開始は実質不可能となった。(法律10485/11.2003)。</p> <p>国内に現実には製造会社が存在しないにも拘らず、現地の企業がPPBを申請・取得することにより、そのカテゴリーの製品の国産化義務付けで実質的に輸入禁止としている(RC、LNB)。但し、セットメーカーには新製品を条件に例外として輸入が認められている。</p> <p>電子部品の市場、AV機器からIT・白物家電・自動車に広がっている中で各種制度が各製品分野、各州別に制限され、市場規模の十分でない環境で部品ビジネスの成立が益々困難になっている。更に、各種恩典が製造投資を条件にしている。逆にセットメーカーに対しては部品・材料の輸入に対し最大限の恩典が与えられる、部品メーカーとしての事業経営が成り立たなくなっている。</p> <p>(継続)</p> | | |
| 9 | 輸出入規制・関税・通関規制 | (1) | 高輸入関税 | <p>・カメラ製品の輸入関税率が高率で、周辺諸国からの密輸品の流入が多く、正常な販売活動を阻害している。国外への旅行者の持ち帰りハンドキャリアが多い。</p> <p>(継続)</p> <p>・ブラジル国内生産に比べて輸入販売の各種電気製品の関税率は12%～20%と割高。</p> <p>(継続)</p> <p>・日本の食料品に対する輸入規制は解除されたが、輸入関税が高額である。</p> | <p>・輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめて欲しい。</p> <p>・不正輸入、密輸入の取締りの強化・徹底。</p> | |
| | 自動部品 | | (2) | 輸入品への複雑かつ高率の課税 | <p>・案件により免税となることもあるが、輸入税に加えて付加価値税、商品流通サービス税、工業製品税(IPI)、サービス税(役務の輸入の場合)等の税金が課税され高いコストとなる。</p> <p>(継続)</p> | <p>・水準の適正化検討をして頂きたい。</p> <p>・税制の簡素化及び税率の削減。</p> |
| | 日鉄連 | (3) | 輸入関税の引上げ | <p>・2012年10月1日、鉄鋼を含む100品目の輸入関税の引き上げを実施。引き上げ後の税率は最大25で、期間は12ヵ月間で、最長14年12月31日まで延長が可能とされていた。</p> <p>(継続)</p> | | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|-----|-----|---------------|---|--|--|
| 9 | 日鉄連 | (4) | アンチダンピング措置の濫用 | <p>・2000年5月26日、ステンレス冷延鋼板へのAD税賦課(日本、スペイン、フランス、メキシコ、南ア製)。 2005年5月、見直し予定。 2006年4月18日、見直しの結果シロ決定。 (継続)</p> <p>・「Resolução 119 Portaria CAMEX 70/2015」によって、「7210.70.10(painted type)」のみは、課税されなくなったが、他のFlat-rolled products of iron or non-alloy steelについては、AD課税が継続している。</p> | | <p>・Resolução CAMEX nº 119, de 18 de dezembro de 2014. ・Resolução 119 Portaria CAMEX 70/2015</p> |
| | 日機輪 | (5) | 仲介貿易の不許可 | <p>・客先を輸入貨物の荷受け人として貨物を直接出荷し、代金決済は国内(ブラジル)にある子会社を通じて行うような仲介(三角)貿易が不可能。 (継続)</p> | | |
| | 時計協 | (6) | I/L取得の高コスト | <p>・I/L取得に掛る費用としてインボイス価格の1.96%徴収(但し、輸入部品総額のランクで異なる)されているが、手数料としては高すぎる。 (継続)</p> | <p>・I/L取得料の引き下げ。</p> | <p>・開発商工省貿易局「貿易統合システム」</p> |
| | 時計協 | (7) | I/L取得手続の煩雑・遅延 | <p>・I/L申請の手続が複雑であり、時間がかかる。 (継続)</p> | <p>・手続の簡素化。</p> | <p>・開発商工省貿易局「貿易統合システム」</p> |
| | 時計協 | (8) | 輸入通関手続きの煩瑣・遅滞 | <p>・部品の輸入通関に際し、インボイス上アイテム毎に重量、材質、メーカー名、価格を記載しなければならず、又品名等をポルトガル語で表記しなければならないため、手間がかかり緊急対応が難しい。 (継続)</p> <p>・成形金型等の輸入の際、現地の通関等の諸手続きに時間が掛かり過ぎる。また、かかる時間も決まっておらず、まちまちである為、予定が立て難い。税関通過後、農業部門の検査がありこれも時間がかかる為パレットをプラスチック成型に変更した。 (継続)</p> <p>・荷物が現地港到着後、通関許可がおりるまでに長期間(下記参照)要する。その保管料も高額となる。 サンパウロ: - 船便: 約10日間 - 航空便: 約7日間 マナウス: - Green: 3日間、95%のウエイト - Yellow: 6~7日間、2%のウエイト - Red: 8日、3%のウエイト (継続)</p> <p>・通関に身分証明書・納税者番号が必要となり、手続きが煩雑である。 (継続)</p> | <p>・通関手続の簡素化。 ・通関手続の改善。 ・部品のアイテム毎の表記制度を撤廃すること。 ・品名は英語による記載も可とすること。</p> | <p>・通関規則 ・開発商工省通達12/99、同9/00</p> |
| | 日機輪 | | | | | |
| | 日機輪 | | | | | |
| | 日機輪 | | | | <p>・手続き面含めた効率化を要望したい。</p> | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|-----|-----|-------------|--|--|---|
| 9 | 日機輸 | | | <p>・通関手続きはサービス提供者(通関貨物取扱人)への委任状を通じ行われる。海港にて商品の到着後、通関当局の許可まで非常に時間がかかる(以下表示)。保管額も高い。</p> <p>また、通関に身分証明書・納税者番号が必要となり、手続きが煩雑である。</p> <p>(変更)</p> <p>・通関に時間を要している。</p> <p>ストライキや処理を遅く行っており、時間を要している。</p> <p>通関時に、検査が必要なレッドチャンネルに登録された場合、10日間で検査を完了させる必要があるが、できていない。30日間、通関で貨物が止まる。</p> <p>貨物到着後の輸入通関状況の連絡が、24時間以内でなく5日かかっている。</p> <p>木製パレットの燻蒸検査が2016年2月からランダムだが開始され、通関時間が長期化している。</p> <p>・現在、通関手続きはコンピュータシステム化され、輸入ライセンス承認は自動的になされているが、中古設備を輸入する場合、通関およびその他の手続きには依然として多くの時間を要している。ただし、予見は可能である。</p> <p>コンポーネントの通関の場合、法的要件を満たすためにインボイス上の各アイテムの重量、製造者、原産地を示す必要がある。</p> <p>マナウス・フリーゾーンにおける貨物の海港到着から搬出されるまでの時間は4～10労働日であり、最悪の状況は税務当局が書類または貨物のチェックを必要とする場合である。すべてのインセンティブ/法規の監査は自動的になされており、支払の実施にはクレジットが設けられている。それゆえそれは通関手続きに大きな影響を与えてはいない。</p> <p>(継続)</p> <p>・Orchestraシステムが期待通りには稼働せず、輸入手続きに遅れがあり、ELETROSを通じてフォローアップが必要。</p> | <p>・手続き面含めた効率化を要望したい。</p> <p>・通関時間の短期間化。</p> <p>・レッドチャンネル時でも10日で通関を完了できる体制を作ってほしい。</p> | <p>・通関規則</p> <p>・開発商工省通達12/99、同9/00</p> <p>・通関規則</p> <p>・開発商工省通達12/99、同9/00</p> |
| | 日機輸 | | | <p>(改善)</p> <p>・輸出入手続は、開発商工省貿易管理課(SECEX/DECEX)が管理するコンピューターシステムである貿易統合システム(SICOMEX)を通じて行うことが法律で義務付けられており、輸出入業者登録(REI)の申請と必要なハード、ソフトウェア等を整備すれば、コンピューターシステムに連結する自社、通関業者、銀行などから行うことができる。</p> <p>(改善記載済み)</p> | | |
| | 日機輸 | | | <p>・工業税以外にも輸入税(II)4 - 20%、州流通税(ICMS)7 - 18%、連邦売上税(PIS/COFINS)3.65%などの重税状況のため、数量・金額を誤魔化す不正輸入が存在する。ブラジル産業促進のためにも最先端のIT製品輸入が不可欠だが、諸税・規則のため一部悪徳業者による陳腐化した製品や中古品が堂々と新品として販売されている。</p> <p>(継続)</p> | <p>・不正輸入品の取締まり強化。</p> <p>・不正国産品の取締まり強化。</p> <p>・重税の緩和。</p> | |
| | 時計協 | | | | | |
| | 日機輸 | (9) | 不正輸入・密輸入の横行 | <p>・工業税以外にも輸入税(II)4 - 20%、州流通税(ICMS)7 - 18%、連邦売上税(PIS/COFINS)3.65%などの重税状況のため、数量・金額を誤魔化す不正輸入が存在する。ブラジル産業促進のためにも最先端のIT製品輸入が不可欠だが、諸税・規則のため一部悪徳業者による陳腐化した製品や中古品が堂々と新品として販売されている。</p> <p>(継続)</p> | <p>・不正輸入品の取締まり強化。</p> <p>・不正国産品の取締まり強化。</p> <p>・重税の緩和。</p> | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-----|-------------------|-------------------------|--|---|--|---|
| 9 | 日機輸 | | | ・エレクトロニクス機器の不正輸入、密輸入(メルコスールのウルグアイ、パラグアイ経由の迂回輸入や米国のマイアミからの運び屋による輸入)が非常に多く、輸入関税や国内流通税等の公租賦課の不徹底により、現地産品、正規輸入品、正規流通経路での販売品と比べ非常に大きなコスト差が出ており、国内産業の発展を阻害している。 - 例: パソコン、携帯電話、家電製品、事務機器 (継続) | ・不正輸入品の取締まり強化。 ・重税の緩和。 ・不正国産品の取締まり強化。 | |
| | 日機輸 | (10) | 通関に関する規則の不統一 | ・税関の法律が標準化されていないため、ブラジルの顧客への船積書類を整えるのが困難である。通関のスピードアップを図る為、ブルーライン(優遇通関システム)の申請が必要。 (継続) | ・このような制限を減らすことにより、国際ビジネスの発展のため、状況を改善できる。 | |
| | 日機輸 | (11) | インコタームズに基づくCIFの価格設定不可 | ・インコタームズ(INCOTERM)に基づくCIFでの価格設定が認められていない。 (継続) | | |
| | 日機輸 | (12) | 課税対象品目の不合理 | ・新品、中古品に関わらず「本、パンフレット、雑誌、衣類、靴」以外は課税されてしまう。(但し新品の衣類、靴は課税) | ・水準の適正化検討をして頂きたい。 | |
| | 日機輸 | (13) | 航空券の半券の保管 | ・航空券の半券は入国後、引越の通関が完了するまでは破棄せずに自身で保管が必須。 | ・水準の適正化検討をして頂きたい。 | |
| | 日機輸 | (14) | 海外引越にかかる食料品、飲料品、医薬品全般の禁止 | ・海外引越は食料品全般、飲料品全般、医薬品全般が禁止品。 | ・水準の適正化検討をして頂きたい。 | |
| 10 | 自由貿易地域・経済特区での活動規制 | (1) | FTZの優遇税供与要件の解釈の変更 | ・マナウス・フリーゾーンの優遇税制特典の条件であるPPB(基本製造プロセス)の解釈裁定が改訂され、生産工程の変更を余儀なくされる。2013年からTV生産の75%に双方向性ミドルウェアDingaの搭載が義務付けられた。2016年それらの義務は製造量の90%に達した。しかし実際には100%義務化。 (追加) | ・法解釈の一貫性・安定を確保する。 ・変更の際には、企業との十分な調整と猶予期間を設ける。 | |
| | 時計協 | (2) | FTZでの輸入部品へのI/L取得義務 | ・マナウス地区において、1997年1月1日より時計の完成品については、I/Lの取得の必要はなくなったが、部品によって部品毎にI/Lを取得しなければならない。 (継続) | ・部品のI/L取得義務の廃止。 | ・開発商工省貿易局「貿易統合システム」 ・通関規則 ・開発商工省通達12/99、同9/00 |
| | 日機輸 | | | ・マナウス地区において、1997年1月1日より時計の完成品については、I/Lの取得の必要はなくなったが、部品によって部品毎にI/Lを取得しなければならず煩雑である。(例: スピーカー、電源コード) (継続) | | |
| 日機輸 | (3) | FTZ輸入通関での仕向け地の決定義務・変更不可 | ・マナウスFTZでは輸入通関時に品物の仕向け地決定をしなければいけない。また、通関後は品物の仕向け地変更が不可。 (継続) | | | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|---------|-----|-----|-----------------|---|--|--|
| 11 利益回収 | 日機輸 | (1) | ロイヤルティ海外送金規制 | <p>・ロイヤルティ等の送金にかかる税が非常に大きい。 ロイヤルティの送金に関しては：源泉税12.5%、金融取引税0.38%、経済支配権介入基金10%。 役務費送金には：源泉税15%、金融取引税0.38%、経済支配権介入基金10%、社会統合プログラム1.65%、社会統合基金7.6%と5種類の課税。 経費の実費精算を意味する送金では所得源泉税15% プラス金融取引税の0.38%の課税。</p> <p>(継続)</p> <p>・ロイヤルティの料率について、関連会社間の場合には制限がある(詳細不明)。料率のほかに、関連会社からの調達部材はロイヤルティの計算基礎から除外しなくてはならない。</p> <p>(変更)</p> | | ・日伯租税条約 |
| | 日機輸 | (2) | 貿易外債務海外送金規制 | <p>・従来より、ブラジルにおいては、輸入以外のモノの移動を伴わない債務(出張旅費資金支払など)の海外送金は認可されていない。以下のことから相当な債権未回収が懸念され、経理処理に苦慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 送金規制は緩和の方向にある(2万RS迄の個人送金手続は簡素化されている)。ブラジルIRS提出の決議1214/11による個人のRS\$20,000までの送金の所得税の免税。 - 中銀規制1214/11は、1645/16によって廃止。規制は、ブラジル在住個人の旅行(観光、ビジネス、サービス、トレーニング、公式ミッション)における個人経費の送金の際、月額BRL20,000まで所得税のアリコート6%に減少。 - 教育目的の送金および医療費の支払いは所得に対する源泉徴収税非対象。 <p>(変更、要望追加)</p> | <p>・銀行による送金受付手続きの統一。中銀規制上は扶養家族である旨の念書のみ提出すればよいはずであり、追加資料(戸籍謄本、所得証明書等)の提出は廃止するよう明確化して欲しい。どうしても追加資料の提出が引き続き必要な場合には、ブラジルで取得困難なもの(戸籍謄本等)について、代替書類で対応できるようにして欲しい。</p> <p>・根本的にブラジルの規制の撤廃を望む。</p> | <p>・中銀規制(CIRC2,685)</p> <p>・決議1214/11</p> <p>Instrução Normativa RFB 1645/16</p> |
| 12 為替管理 | 日機輸 | (1) | 為替予約市場の未発達 | <p>・為替予約市場が存在しないことから、NDF等の限られた為替ヘッジ手段に頼らざるを得ない状況。また、コストが高い。</p> <p>また、ブラジル企業はブラジル国内銀行以外とNDF等の取引が不可。</p> <p>(継続)</p> | <p>・為替予約市場の創設。</p> | ・Sem alteração |
| | 日機輸 | (2) | 債権債務のネットtingの不可 | <p>・対外債権・債務のネットtingが認められていない為、決済に双方向送金が必要。</p> <p>(継続)</p> | <p>・ネットtingの解禁。</p> | |
| | 日機輸 | (3) | 貿易外債務海外送金規制 | <p>・ブラジル赴任者の本国国内残留家族に対して生活費を送金する際、受取人が扶養家族であることを記した念書が必要であり、さらに銀行によっては戸籍謄本の提示や、送金者の所得証明書の提示も要求される。</p> <p>(継続)</p> | <p>・銀行による送金受付手続きの統一。中銀規制上は扶養家族である旨の念書のみ提出すればよいはずであり、追加資料(戸籍謄本、所得証明書等)の提出は廃止するよう明確化して欲しい。</p> <p>・どうしても追加資料の提出が引き続き必要な場合には、ブラジルで取得困難なもの(戸籍謄本等)について、代替書類で対応できるようにして欲しい。</p> <p>・根本的にブラジルの規制の撤廃を望む。</p> | <p>・中銀規制(CIRC2,685)</p> <p>・決議1214/11</p> <p>Instrução Normativa RFB 1645/16</p> |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-------|-----|-----|---|---|---|-----------------------------|
| 12 | 日機輸 | (4) | 急激な為替変動 | ・為替による購入コストの上昇により、価格競争力が低下する。 | ・為替安定化。 | |
| | 日機輸 | (5) | 営業外費用 | ・IFRS適用により弁護士費用は運営費。 | | |
| 13 金融 | 日機輸 | (1) | 複雑で頻繁に変更される金融税制・規制 | ・金融取引税や為替に関連する制度が非常に複雑でかつ頻繁に変更される。海外からの借入に対する金融取引税の免除期間について、従来90日超であったものが、法7853(2012年12月5日)により1年に変更され、2014年6月4日より、360日から180日に緩和された。 (継続) | ・規制の簡素化。 ・免除期間のさらなる短縮。 | ・法令8263/2014 ・法令8325 |
| | 日機輸 | | | ・外貨建貸付業務において、法令8325は、ブラジル中央銀行への登録を条件に、国内での資金流入のための外国為替に関する同時取引を含む為替取引の決済に関するIOFの一定額を、平均最低期間180日まで、6%。 | | |
| 14 税制 | 日機輸 | (1) | 複雑で多岐にわたる税制 | ・税、手数料の種類が多く、複層化しているため、経理・納税事務が煩瑣でコストアップ要因となっている。 連邦税、州税、市税 計16種類 各種手数料、負担金 計27種類 (継続) | ・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・一般的税制の導入。 ・全ての税の付加価値税化と税率の低減。 ・税制の簡素化(税の種類を減じる) | |
| | 日機輸 | | | ・複雑且つ高率の税制(法人所得税、工業製品税、金融取引税、社会統合計画税(売上税)、社会保険融資負担金(売上税)、利益社会負担金、小切手税、商品流通サービス税)。 (継続) | | |
| | 日機輸 | | | ・複雑にして高率、かつ多種の税金があり、また頻繁に税制が変わる。特に、日本と異なるところは、以下のとおり: 法人は毎月、課税標準または税債務を計算しなければならない。 連結納税制度はないが、関係会社に対する投資が20%以上の者には、持分法が適用される。 (継続、要望追加) | | |
| | 日機輸 | | | ・税の中、特に間接税(IPI、ICMS、PIS/COFINS等)の取扱いが非常に複雑であり、かつコスト・インパクトが大きい。 (継続) | | |
| 日機輸 | | | ・自動車部品の輸入時に課せられる税金は、連邦税として輸入税、工業製品税(IPI)、州税として商品流通税が存在する。輸入税、工業製品税率はアイテムにより異なる。商品流通税は、州により異なり、サンパウロ州の場合は、現在18%。 (継続) | ・一般的税制の導入。 | ・2017年IPI税率表(TIPI) TABELA DE INCIDÊNCIA DO IMPOSTO SOBRE PRODUTOS INDUSTRIALIZADOS (TIPI) | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|---------------------------|-----|-------|--|--|---|
| 14 | 日機輸 日機輸 自動部品 電線工 | | | <ul style="list-style-type: none"> 課税の仕組みが複雑で競合各社によって専門家を雇用し対応している。(継続) 物流が伴う商取引のみならず、サービス提供に対しても税金が課せられるなど、ほぼ全ての取引行為に対して課税され、かつ同一取引に複数の税金が課せられる事も稀でなく(連邦税・州税・市税)、コスト高に繋がる。また、税金の種類や課税方法などが複雑であり、更に、場当たりに税法改正が行われる為、その解釈を巡っては税務当局と対立する事も珍しくない。 法定福利や社会保障を含む各種税負担が大きく、多重に課される税金がコストを押し上げており、利益を圧迫する。特に、工業製品税、商品流通税といった付加価値税、内国税が高税率である。 ブラジル国外での製造品目をブラジルに輸入する場合にかかる関税その他コストが非常に高い。ブラジルの税制が多岐に渡り、国内物価を押し上げていることも影響している。 | <ul style="list-style-type: none"> 税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 税制の簡素化と税率の軽減。(それ自体が簡単な事では無い為、現実的には、税金面への意識を常に念頭に置いてビジネスを進めるという対応が肝要。) 税制の整理統合、簡素化・軽減。 全品目で無く、ブラジル国内経済を活性化しうる高度技術品目はそのコストを下げるなど検討願いたい。 | <ul style="list-style-type: none"> https://guiatributario.files.wordpress.com/2016/12/tipi-20171.pdf ブラジル税法 ブラジル税制 ブラジル税法 ブラジル税制・法 ICMS、IPI、PIS/COFINS 連邦法、州法等 各種税法 |
| | 時計協 日機輸 日機輸 日機輸 | (2) | 重い税負担 | <ul style="list-style-type: none"> 社会保障を含む各種税負担が大きく、二重、三重に課される税金がコストを押し上げており、利益を圧迫する(いわゆるブラジルコスト)。特に、工業製品税、商品流通税といった付加価値税、内国税が高税率である。 例: マナウス地区から地区外のブラジル国内に出荷する完成品については、FOB + 運賃 + 保険料に対し輸入税が20%掛り、その輸入税を付加した額に工業製品税約20%(時計ケースの材質で異なる)、商品流通サービス税6%が課される。但し、マナウスで製品化される場合は、工業製品税は免除される。 (継続) 重税のため商品販売価格が先進国の2~3倍になる。商品流通の税金が高いため不正に税を免れるコピー品価格は純正品に対して3倍以上も安くなってしまう場合もある。 (継続) Cofinsだけでなく、多くの課税が売上税方式になっているIOF(金融取引税、金利に対し1.5%)、CSLL(9%)これらが全てコストになり、競争力を失いビジネスとして成立が困難。 (継続) ICMS税のST(代行納税制度)がほぼ全州、全商品に適用されるようになった為、回収サイトが長ければメーカー側の資金負担が大きい。 (継続) | <ul style="list-style-type: none"> 税率の引き下げ。 税制の見直し・整理統合・簡略化。 不正国産品、不正輸入、密輸入の取締り強化・徹底。 輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめていただきたい。 重税を緩和。 税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 一般的税制の導入。 全ての税の付加価値税化と税率の低減。 税制の簡素化(税の種類を減じる) | <ul style="list-style-type: none"> 法律9249号第25条 |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-----|------------------------|-----------------|--|--|---|--|
| 14 | 日機輸 | (3) | 頻繁な税制改正による不透明とコストアップ | ・複雑かつ高率な各種課税により、税金負担の実額が大きいこともさることながら、税制の理解が困難で、かつ税制や納税手続が頻繁に変更されるため、税理士へのフィーや事務作業等、多大な税務コストの負担も余儀なくされている。 (継続) | ・構造改革(税制の簡素化)。 | ・各種税法 |
| | JEITA | (4) | 特異で不合理な移転価格税制 | ・年間の全体の取引における収支に基づいて利益の移転を判断するのではなく、輸入アイテム個々に、個別に一定の利益を確保することを規定されるブラジルの移転価格税制は、輸入販売を行う上で、ビジネスチャンスを増やす機会を狭める。 (継続) | ・アイテム個々の利益に基づいてではなく、企業として年間の取引全体で一定の利益が確保されていれば、移転価格税制に抵触しないというように法を改めて戴きたい。 | ・9.430/96; ・12.715/12; ・12.766/12 ・1.312/2012 |
| | 日機輸 日機輸 自動部品 | | | ・出資比率が10%以上の会社との取引も対象となってしまう等、移転価格税制の対象が他国の制度と比較して広く、多大な事務負担を要求されている。また、業態や取引の特性に関係なく一定の高い利益率を要求する手法が採用されており、他国で行っている取引であっても、ブラジルでは採算が取れずに諦めざるを得ないものがある。 (継続) | ・左記以外の点においても国際的な標準モデルであるOECD移転価格ガイドラインとは大きく異なる制度になっている為、ガイドラインに準拠した制度に見直して頂きたい。 | ・1996年(法令9430・96)、連邦税務局からの基本通達 |
| 日機輸 | (5) | 高い粗利率によるみなし利益課税 | ・ブラジルの移転価格税制は96年法の令9430号又は2012年の通達2435号に準じた2種類の異なった最大許容輸入品価格の計算式が存在することにより税務訴訟が多発している。納税者側の主張は、 固定粗利率は業種別の差を考慮し柔軟性を持たせる、 単品計算ではなく商品のグループ平均粗利率を認める、 APA(Advanced Pricing Agreements)事前 問い合わせ 制度を設ける、 等であったが、暫定563号(2012年4月)で粗利率が一般商品は20%に変更された。カメラを含む一部の商品は40%~30%と高く税務局との調整を必要としている。暫定563号は12年9月に法令化され最大許容輸入価格の比較額をCIF価格+輸入税からFOB価格に改正された。この法令12715/12は12月に細則が出たことからCNI(ブラジル工業連盟)、FIESP(サンパウロ州工業連盟)、ELETROS(ブラジル家電協会)を通じ、企業側の要請が行われる見通し。 (継続) | ・不当に利益操作をしているのではないかととの調査、反論、立証というプロセス無しの機械的な課税方針には納得できない。 ・一部粗利率の見直し: 例: デジタルスチルカメラ(DSC)40%を20%へ訂正して欲しい。デジカメの40%のマージンは高すぎる為。 | ・移転価格税制 ・法令9430(1996年) ・法令12715/12(2012年9月) | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|------|------|---------------------------|--|--|---|
| 14 | 日鉄連 | (6) | 移転価格税制の比較可能取引価格の不明確 | ・輸出取引上、移転価格税制適用外としての容認限度基準について“海外関連者との取引価格が国内取引価格(税引き後)の90%を下回らない場合”とあるが、コモディティによっては国内取引価格が明確になってない、若しくは国内での取引がないケースがある。 (継続) | ・国内取引価格の基準明確化及び国内取引が無い場合におけるの基準明確化。 | |
| | 日機輪 | (7) | 税金の未還付 | ・納税したIPIの還付手続きは法的に可能であるが、申請しても還付手続きがされない。 | ・還付の迅速化。 | |
| | 日機輪 | (8) | 曖昧な欠損処理規定 | ・欠損によるTax Lossの規定があいまいでなかなか使用できない。 | ・Tax Loss使用定義明確化。 | ・法人税法 |
| | 日機輪 | (9) | 連結納税制度の欠如 | ・連結納税制度がない。 (継続) | ・連結納税を制度化していただきたい。 | |
| | 日機輪 | (10) | 貸倒の納税額償還制度の不在 | ・付加価値税・売上税が課税された売上債権が貸倒となっても納税額を償還する制度がない。税率も貸倒リスクも高いので影響が大きい。 (継続) | ・和議・倒産に限定でも良いから制度化を望む。 | |
| | 日機輪 | (11) | 州ごとに異なる商品流通サービス税(ICMS)の煩雑 | ・物品の購入、販売時に間接税が課税される差額納税方式であるが、ICMS(流通税)という間接税は、他州へ販売する場合税率がサンパウロ州で物品を輸入製造時は18%であるが、他州へ販売するとき税率が4%となり税金の回収が困難な状態となり、資金繰りが悪化する。 | ・税率の統一。 | |
| | 日機輪 | (12) | 売上を課税ベースとする給与納税制度 | ・法令12715号(2012年9月18日発行)55条により業種によっては従来の給与額20%に対し売り上げの1%で納税する制度への選択が可能となった。 (継続) | ・給料付帯経費の負担低減。 | ・法令12715号55条(2012年9月18日発行) |
| | 日機輪 | (13) | 納税不要製品への納税要請 | ・通関時に自動車部品は工業製品税(IPI)が不要であるところ、通関より納税を要請されていた。 部品の説明資料を作成することで、税金の納税要請はなくなった。 | ・IPI納税要請の理由の説明が欲しい。 ・また、不要である場合の手続きを明確化してほしい。 | ・2017年IPI税率表(TIPI) TABELA DE INCIDÊNCIA DO IMPOSTO SOBRE PRODUTOS INDUSTRIALIZADOS (TIPI) https://guiatributario.files.wordpress.com/2016/12/tipi-20171.pdf |
| 15 | 価格規制 | 日機輪 | (1) | 総合物価指数に連動した物価引上げ | ・家賃等(不動産)がIGPM(総合物価指数)に連動して引き上げられ、インフレ要因となっている。間接的には生活料金、エネルギー(電気・ガス)、ガソリンの価格は(国内生産にも拘らず)ドルリンクされている。 (継続) | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-------|-----|------------------|--|---|---|---|
| 16 雇用 | 日機輸 | (1) | 代表者・駐在員のビザ取得の居住要件、資本金要件 | <p>・代表者はブラジル居住者、又は外国人の場合は永住(Permanent)ビザを有する者、に限られ、一時居住(Temporary)ビザの者は認められない。駐在員として永住ビザを取得するためには中央銀行に登録された60万RSの資本金が必要、又は15万RSの増資と最低10名の追加雇用が必要となる。一時居住ビザは2年と限定されその取得が難しくなっており、新許可も得にくくなってきている。</p> <p>(継続)</p> | <p>・永住ビザ取得条件の廃止。</p> <p>・取敢えず法務省裏書きの住民票とパスポート・コピーで代表取締役の必要書類とする。(日本の場合と同様)</p> <p>・現地就業後のNSA変更申請の簡略化。</p> | <p>・決議文第27号</p> |
| | 日機輸 | (2) | ビザの発給手続の遅延・取得難 | <p>・日本から出張者、支援者、赴任者を受け入れる場合、その目的によって商用ビザ、短期(Temporary)ビザ及び長期(Permanent)ビザの取得の必要があるが、ビザ取得にはかなりの時間を要す。</p> <p>(継続)</p> | <p>・ビザ取得の簡素化・スピード化。</p> <p>・各種ビザでの滞在期間延長手続の簡素化。</p> | <p>・入国管理法 ・Lei No.6815/80 16条 ・移民審議会(CNI)決議100号</p> |
| | 日機輸 | | | <p>・技術支援者の出張に際し、ビザ取得が必要となっており、ビザ取得に時間がかかり、緊急な出張に対応できない(実働10日間以上)。</p> <p>(継続)</p> | <p>・ビザ取得手続の改善。</p> | |
| | 日機輸 | | | <p>・外国人の就労許可の審査が厳しくなっており、役員や技術者の就労許可の取得が困難となっている。赴任者・出向者の長期ビザの発給の遅れは、企業の人事政策に支障をきたしており、早急な改善が必要である。ビザの発給に非常な時間と経費がかかる。90日間有効のビザ(業務出張用) - 期間が短すぎるが - の場合、発給に申請後約1週間、査証料金10,400円(領事館手数料 Consular feeとして)かかる。(米国からブラジル向けのビザは5年間有効)</p> <p>(金額のみ変更)</p> | <p>・米国並のビザの発給の迅速化、有効期間の長期化。</p> | |
| | 日機輸 | | | <p>・外国人就労者に対して、ビザ(Permanent・Temporary)取得まで半年程度を要する。</p> <p>(継続、要望変更)</p> | <p>・ビザ取得の早期化。</p> | |
| | 日機輸 | | | <p>・現地でのビザ申請手続に時間がかかる(3ヶ月程度必要な場合有り。)</p> <p>(継続)</p> | <p>・ビザ取得の簡素化・スピード化。</p> <p>・各種ビザでの滞在期間延長手続の簡素化。</p> <p>・ビザ発給の迅速化、有効期限の長期化。</p> | |
| | 日機輸 | | | <p>・ビザの発給に時間がかかり(2~3週間)、緊急の出張に対応できない。</p> <p>(継続)</p> | | |
| | 日機輸 | | | <p>・ビザの発給手続が極めて官僚主義的で、手続には時間が掛かる。</p> <p>(継続)</p> | | |
| 日機輸 | (3) | 長期を要する永久ビザへの変更手続 | <p>・短期ビザを永住ビザに変更するためのプロセスは4~6ヶ月間掛かる。しかし、申請することは有効期限の2ヶ月前にしかできない。</p> <p>(継続)</p> | <p>・変更手続を6ヶ月前に申請できることを要望する。</p> | | |
| 日機輸 | (4) | 短い入国ビザの有効期間 | <p>・入国ビザは期間が3ヶ月と短期なうえ、ブラジル入国だけの目的ではなく、出国時でも有効である必要があるため、非常に使いづらい。</p> <p>(継続、要望変更)</p> | <p>・ビザ期間延長。</p> | | |
| 日機輸 | | | <p>・現行法令によると、ブラジル滞在期間が30日以下であり、緊急な場合であれば、ビザを直接領事館で申請可能だが、普通の場合はできない(労働許可証は無必要)。</p> <p>(継続、要望追加)</p> | <p>・緊急なときではなくてもビザを直接領事館で申請することができるように要望する。</p> | | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|-------|------|---------------|--|--|------------------|
| 16 | 日機輸 | | | ・ビザの有効期間は60日のみ(米国から)韓国はビザなしで入国可能 (継続) | | |
| | 日機輸 | | | ・短期ビザの在留期間を延長するためのプロトコルだけを証明し、ブラジルに入ることができない。 (継続) | | |
| | 日機輸 | (5) | 商用査証の有効期限 | ・ブラジル商用査証の有効期限が3年間に変更。 (継続、要望追加) | ・ビザ発給の迅速化。 ・有効期限の長期化。 | |
| | 日機輸 | (6) | 外国人登録手続の遅延 | ・RNE(外国人登録書)登録・変更の申請が予約制で、予約に時間がかかる。 (継続) | | |
| | 日機輸 | (7) | 労務費の高騰 | ・各種社会保険法により企業の負担する人件費は労働者の額面給与の2倍程度に膨らみ、企業負担が大きすぎる。 かつ、労働法により、毎年一定の賃上げが義務付けられる一方で、給与の引き下げが禁止されているため、企業業績や成果評価に応じた適正な給与決定が困難で、人件費は膨らむ一方となる。 また労働訴訟が多く、直接雇用関係に無い労働者から訴えられるケースも多々あり、予防策が取れない。 (追加) | ・構造改革(過剰な労働者保護の見直し)。 ・法律の撤廃。 | ・各種社会保険法 ・労働法 |
| | 日機輸 | | | ・労働費が高い。また、銀行に勤める従業員に8時間以上の労働をさせてはいけないという法律(1943年3月1日に制定)。繁忙期に残業にて対応できないため、通常時においても余剰戦力が必要。 (継続、準拠法変更) | | ・労働法 |
| | JEITA | (8) | 給与の下方硬直 | ・年間のインフレ率(%)に合わせて、給与額も無条件で毎年上げないといけない。 出張手当の額を組合にて規定されている。 (継続) | ・労働法以外に組合で規定されたルールが多く、大きなコスト負担増となっており、企業毎に運用を委ねて欲しい。 | ・組合規定 |
| | 日機輸 | (9) | 硬直的な有給休暇制度 | ・休暇の取得制度が硬直的。年間30日の休暇で一回10日以上連続取得で年2回の取得しか認められない。休暇中の人の手当やコスト等が小規模では対応できない。 (継続) | ・法律の撤廃。 | ・労働法 |
| | JEITA | | | ・年間30日の有休休暇があるが、休暇取得時にAllowanceを支払わなければならない。 (継続) | ・有休休暇取得の権利を有するのは理解できるが、休暇取得時にAllowanceまで支払わなければならないのはコスト負担になるので、このような法は廃止して戴きたい。 | ・129 ・149 |
| | 日機輸 | (10) | 業種別労働組合への強制加入 | ・労働法により従業員は職種別・業種別の労働組合への登録を義務付けられる。サラリー改定、労働条件の改定が労働組合毎に決定される為、企業内で賃金の改定、条件の統一ができない。小規模事業所において社員間に異なる基準ができると、社員間の不満あるいは労働クレームの原因になる。 (継続) | | |
| | 日機輸 | (11) | 現地人雇用義務 | ・給与と定員数でブラジル人の比率が2/3以上でなければならない為、小規模事業所では成立しにくくなる。 (継続) | ・労働法の改定。 | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-------------|------|----------------|---|--|---|--|
| 16 | 日機輸 | | | ・現地人雇用により駐在員と現地人の給与比率を基準内にする必要がある。 (継続) | ・労働法の改定。 | |
| | 日機輸 | (12) | 派遣社員の使用期間制限 | ・派遣社員の使用期間が最大9ヶ月しか認められない。景気の変動が大きく人件費が高い国で、労働力の調整が困難(スキルのあるウォーカー、単純作業員以外)。 (継続) | | ・条例789/14 |
| | 日機輸 | (13) | 有期雇用の可否 | ・有期雇用は可能だが、最長2年であり以降の更新が不可であるため、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。 | ・固定期間のない雇用契約締結の制約をなくして欲しい。 | |
| | 自動部品 | (14) | 労働者過保護色の強い労働法制 | ・労働者保護の色彩が濃く、労働関連費用は他国に比べ高額。企業の経営状況や社会情勢の変化に合わせた降格・減俸・人員整理・処遇改定が実施できない。 | ・企業競争力低下を防ぐために、税金・社会負担金の減少や給与の減給を認めることなどグローバルに対応した制度を望む。 | ・労働法 |
| | 日機輸 | (15) | 労働者過保護と労働裁判リスク | ・年間30日の強制休暇に加え、労働者保護の法的条項が数多くあり、更に、強制昇給制度もあるので、労務コストが高んで行くと共に、些細な事でも将来の労働裁判リスクに晒される可能性がある。 | ・既得権としての現在の労働者優遇を撤廃出来れば良いが、現実的に可能かと言えば、非常に疑問。行き過ぎた労働者保護を改善する流れをまずは作ってもらいたい。 | ・ブラジル統一労働法 ・労働組合 |
| 17 知的財産制度運用 | 日機輸 | (1) | 知的財産権保護の不十分 | ・知的財産権の法整備は進んできている状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質(担当者によるバラツキ、レベルの差)は課題となっている。出願人にとっても安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。 (継続) | ・特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力(ASPEC)など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めていただきたい。 | |
| | 日機輸 | (2) | 特許侵害製品の輸入差止規定の不備 | ・税関による水際措置は、商標権侵害の製品を差し止めることを規定しているのみで、特許侵害製品の差し止めについては規定がない。特許侵害製品が税関により輸入差し止めされたケースは非常に稀であると情報を得ている。 (継続) | ・特許侵害品の差し止めに関する規定を設けてほしい。 | ・産業財産法198条 「ブラジルの知的財産制度」日本知的財産協会 |
| | 日機輸 | (3) | 長期間にわたる特許出願審査・権利化手続 | ・特許権利化までに平均で8～9年かかる。特に、電気・電子分野では出願から10年を超えるケースもある。 (継続) | ・審査官を増やしていただきたい。各種セミナーによると、審査官を増やし、バックログを減らす施策を講じているとのことなので、その目論見通りに、権利化までの時間が短縮されることを期待する。 | ・現地代理人との会談で聞いた情報、ならびに、参加した外部セミナーでの情報。 ・審査運用 |
| | 日機輸 | | | ・ブラジルにおける特許や実用新案の審査の期間は10年以上と、他の新興国と比較しても非常に長く、ライフサイクルの短い製品について実質的な知的財産保護を得ることが困難となっている。 (継続) | ・他国との審査協力の促進などにより、引き続き権利化期間の短縮に向けた対策を進めていただきたい。 | |
| 日機輸 | (4) | 早期審査制度の利用条件の厳格 | ・早期審査要請には、下記のいずれかを満たす必要があるため使いにくい。 1) 出願人が個人で、60歳以上の場合。 2) 出願人の許可なしに第三者によって発明が利用されている場合。 3) 登録特許が財源取得の条件になっている場合(証拠が必要)。 (継続) | ・企業が活用できるように、早期審査の請求要件を変えてほしい。 例えば、対応外国での調査結果を提出したら早期審査を認めるようなルールができると、使いやすくなる。 | ・Resolution 132/2006 http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=8389 | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|------------|------|---------------------------|---|---|---|
| 17 | 日機輸 | (5) | 出願番号順に基づく審査着手の不合理的 | ・出願番号順に審査が行われている。そのため、早期に審査請求を行っても、あとから審査請求された、出願番号の早い案件の方が先に審査される。 | ・審査請求が行われた順番に審査着手をしてほしい。 | ・現地代理人からの情報 |
| | 日機輸 日機輸 | (6) | 技術援助ライセンス契約のINPI登録義務と手続遅延 | ・技術援助契約は、第三者対抗力を持たせるため、国家産業財産権庁 (INPI) に登録しなければならず、また、ロイヤルティの海外送金及び所得税控除のためにも必要。しかし、登録の際に実質的な審査権を行使している。 (継続) ・INPIへの技術ライセンス契約の登録実務について、導入技術の新鮮度をうまくアピールすることが出来ないと、登録に時間がかかり、送金に支障をきたす。専門事務所を使うなどそれなりの苦労がある。 (継続) | | |
| | 自動部品 | (7) | 技術援助契約の審査・登録・ロイヤルティ率上限規制 | ・技術援助契約の審査・登録・ロイヤルティ率において以下の問題がある。 - INPIの審査期間が長く(直近の事例で、申請から認可が下りるまで約1年)、費用回収が滞る。 - 契約期間が原則5年で、更新もINPIの裁量次第で、かつ1回限りしか認められず、開発費用を回収できないリスクがある。 - ロイヤルティ率の上限を一律5%とする運用がなされており、開発費用を回収できないリスクがある (Ordinance 436/58)。 | ・INPI審査期間の短縮、契約期間一律規制、ロイヤルティ率の一律上限規制など、不合理な法規制および不透明な当局運用の撤廃をして頂きたい。 | ・Ordinance 436/58 |
| | 日機輸 | (8) | 知的財産情報の開示不十分 | ・権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 (継続) | ・先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めていただきたい。 | |
| | 製薬協 | (9) | 医薬品関連特許の制限と重複審査 | ・特許対象として認められる医薬品関連発明を制限している。 ブラジル国家衛生監督庁 (ANVISA) による特許審査とINPIによる審査の重複審査が行われるため、登録までに時間がかかる。 (継続) | ・産業財産権法8条に規定する特許要件を具備し、10条に規定する不特許事由に該当しない限り、特許を認めていただきたい。 ・ANVISAによる重複審査をやめて頂きたい。 | ・ブラジル産業財産権法8条、10条及び第229C条 |
| | 日機輸 | (10) | ブラジル特許出願継続期間中の更新料の支払い | ・ブラジル特許出願が係属している間は、更新料 (Renewal Fees) をブラジル特許庁に支払わなければならない。年次で更新料を支払う現状では、最終的に特許出願を放棄した場合にそれまでに支払った費用が無駄になる。また、技術分野によっては存続期間内の多くの時間を審査されずに更新料の支払いを行っていることになる。 (継続) | ・日米等の主要国のように、更新料は登録後に支払うように法改正して欲しい。あるいは、登録時にまとめてそれまでの更新料の累積分を支払うことができるようにして欲しい。 | ・工業所有権法令12章 第84条 |
| | 日機輸 | (11) | 米伯間の特許審査ハイウェイ (PPH) の活用困難 | ・米伯間の特許審査ハイウェイ (PPH) の対象は、最先の優先日が米国もしくはブラジルにおけるものに限定されていることに加え、ブラジル側は石油、ガス等の分野に関する出願のみを受け付けるため、日本企業が活用しにくい状況にある。 (継続) | ・前者については、PPH MOTTAINAI (https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pph_mottainai.htm) のケース2のように、日本を基礎とする米国出願の審査結果を活用することを検討してほしい。 ・後者については、対象とする技術分野の範囲を広げてほしい。 | ・ http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/PPH_MOU_and_Workplan_USPTO-INPI.pdf |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 | |
|----|-----------------|------|-----|--------------------|---|--|---|
| 18 | 技術移転要求 | 日機輸 | (1) | 技術ライセンス契約における期間制限 | ・「外国資本及び海外送金に関する法律」により、ノウハウ提携契約の契約期間が5年(特例の延長申請により最長10年)以内に限定されている。これにより、5年(10年)を過ぎても本来は価値のあるノウハウについて対価を回収(送金)することが出来ず、且つ秘密保持も5年しか保証されない。 (継続) | ・左記のような技術ライセンスに関する規制はすでに多くの国で廃止されており、国際的な潮流とは乖離している。ブラジルにおいても関連法令の改正と当局の運用改善を望む。 | ・CIDE: Lei 10168/2000 ・PIS/COFINS: Lei 10865 ・IRRF: art 710, RIR ・IOF:Decreto 2219/1997 ・CIRCULAR BACEN 3689/2013 |
| 22 | 環境問題・廃棄物処理問題 | 日機輸 | (1) | 独自のリサイクルマーク(電池) | ・資源の有効利用や廃棄物による環境汚染の防止のため、各国、各地域でリサイクルに伴う法規制が成立している。電池においても同様であり、国毎に様々な下記リサイクルマークを電池本体や同梱製品の取扱説明書に表示することが義務付けられている。電池及び電池使用製品のメーカーにとって、それらを間違いの無いように管理することが大きな負担になっている。  日本 欧州 米国 台湾 ブラジル (継続) | ・各国独自のマークを採用するのではなく、統一された世界標準を作成する動きをして頂きたい。 | |
| 23 | 諸制度・慣行・非効率な行政手続 | 日機輸 | (1) | 行政手続の複雑・遅延 | ・行政が関係するほぼ全ての手続きにおいて、対応が複雑で時間を要する。当社及び事業会社の実例でも、労働ビザ申請、新任役員登録、商標登録、保税倉庫申請等の遅延があり企業活動に支障をきたしている。 | ・構造改革(過剰な公務員保護の見直し)。 | ・ブラジル労働雇用省規則等 |
| 24 | 法制度の未整備、突然の変更 | 日機輸 | (1) | 突然の法律変更と内容の不明確 | ・輸入クーザンスに関する法規制の変更が突発的に起こることがあり、変更内容に細目不明なところがある。 (継続) | ・法制度変更通知から施行までの猶予期間を従来よりも長くして欲しい。 | ・ブラジル中銀令2747号(輸入クーザンス関連) |
| | | 日機輸 | (2) | 頻繁な法制度改正 | ・外貨事情により輸入に関する法令が頻繁に変わり、全ての法令が即適用される。 - 例: 95年輸入枠設定、97年輸入決済条件変更 (継続) | ・法規の施行には十分な猶予期間を設けるべきである。最低でも3カ月程度の準備期間を認めるべきである。 | ・No 002753-ART.2 (1997.4.30) |
| | | 自動部品 | (3) | 贈収賄防止法に起因する取引契約の改定 | ・ブラジル政府高官の汚職に端を発する贈収賄防止法に伴い、ブラジル企業の取引先全関係者の贈収賄が罰則対象となる条文が追加されるケースがあり、関連会社含めたグループでの内部統制の遵守と強化が必要。 | ・罰則履行に対する法的対応等について、ガイドライン等を出して頂きたい。 | |
| 26 | その他 | 日機輸 | (1) | 輸送インフラの未整備 | ・人件費が高い上に、港湾・国内輸送網・通信網等のインフラ整備状況が悪くコストも高いので、国際競争力のあるモノづくりは難しい。 (継続) | ・港湾、国内輸送網、通信網等のインフラを整備する。 | |
| | | 日機輸 | | | ・中央・地方政府が行うべき経済・社会インフラの整備が、財源を人件費に喰われて疎かになっている。 (継続) | ・輸送インフラの改善、整備。 | |
| | | 日機輸 | | | ・税制恩典地域のマナウスは、部品調達の一部がサンパウロ地区からであるが、輸送ルートが非効率で日数がかかり、また輸送コストが高い。陸送時の強盗の危険もある。 (継続、要望追加) | ・輸送インフラの改善、整備。 ・輸送ルートの安全確保。 | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-----|--|-----|------------|---|----------------------|-----|
| 26 | 日機輸 | | | ・港湾サービスが悪くコストが高い。 (継続) | | |
| | 日機輸 | (2) | 通信インフラの未整備 | ・インフラ整備(電話回線の状況の悪さ、雷による突然の停電)など問題がある。 (継続、要望変更) | ・通信網等のインフラを整備する。 | |
| | 日機輸 | (3) | 税関ストライキ | ・税関職員、検査員のストライキにより、生産ラインへのリードタイムの影響が懸念され、輸送手段を内航船から陸上輸送へ変更せざるをえないケースがある。 | ・政府・労働組合による円満な交渉・妥結。 | |
| | 日機輸 | (4) | 警察ストライキ | ・労働環境の悪化により警察官のストライキが発生している。治安が悪化すると、盗難が増えたり、行政サービスを享受できないリスクがある。 | ・公務員の労働環境の改善。 | |
| | 日機輸 | (5) | 治安の悪化 | ・進出企業の集中するサンパウロでは、オフィス、倉庫物件の場所選定に従業員の安全や貨物の保存を考慮しなければいけないが、安全条件を満たす場所が極めて少ない、あるいは非常にコストが高すぎる。 (継続) | ・治安維持と規制緩和。 | |
| | 日機輸 | | | ・サンパウロからマナウスへの部品の陸送時に強盗の危険がある。 (継続) | | |
| 日機輸 | ・サンパウロ以外の都市には、セキュリティを理由に貴重品が空輸できない。 (継続) | | | | | |
| 日機輸 | ・サンパウロ・リオデジャネイロだけでなく、全国的に治安が悪化、殺人、強盗、誘拐が多発。マナウス市内の治安(重火器を持った強盗等)が悪化している。 (継続) | | | | | |
| 日機輸 | ・雇用機会の不足、所得分配の不平等などに起因すると思われる治安の悪化(最近では、大都市を中心に麻薬絡みの犯罪や未成年者の犯罪も増加しているという)が、投資環境にも影響している。 (継続) | | | | | |

チリにおける問題点と要望

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-----------------|-----|-----|----------------------|--|-----------------------------------|----------------------------|
| 9 輸出入規制・関税・通関規制 | 日鉄連 | (1) | セーフガード措置の濫用 | <p>・2015年10月5日、国家委員会が線材に対するセーフガード調査を開始。 2015年12月1日、国家委員会が鉄釘・線・金網に対するセーフガード調査を開始。 (継続)</p> <p>(対応) ・2015年10月6日、財務省令311号(2015年10月6日官報掲載)により一部鋼線(HS:7213-2000、9110、9120、9190、7227-1000、2000、7227-9000)に対するセーフガード暫定措置(カナダ、メキシコ、ペルーを輸入先とする場合及び、財務省令11号(2016年1月16日官報掲載)により、CHQ品質のものは対象外に)。 ・2016年4月22日から6カ月間、一部鋼線(HSコード:7213-2000、9110、9120、9190、7227-1000、2000、9000)に対するセーフガード最終処置(財務省令130号 2016年4月22日官報掲載)。 対象外:CHQ(冷間圧造品質)の鋼線、圧延工程で節、リップ、溝などの付いた合金鋼ロール、HS:7727-9000に該当、WTO加盟の発展途上国原産で、シェアが輸入全体の3%超えない(SG協定9.1条)。 カナダ、メキシコ、ペルーを輸入先とするもの(各国との通商協定による)。</p> | <p>・セーフガード措置乱用の中止。</p> | |
| | 日製紙 | (2) | 輸入貨物の検査の強化 | <p>・規制面では、近年、日本からの船はマイマイガの不在証明書を取得しても現地で検査調査が行われ、滞船料発生、荷役の遅れが生じている。このため費用増によりチリ輸出産業の競争力低下が懸念される。 (継続)</p> | <p>・規制等の緩和をお願いしたい。</p> | |
| | 日製紙 | (3) | 高い港費 | <p>・世界的に見てもチリの港費は、Light duesとWharfageが高く、競争力はない。港湾労働者によるスト発生のリスクも高い。 (内容、要望ともに変更)</p> | <p>・港費の税額等の減額。 ・労働者への還元。</p> | |
| 12 為替管理 | 日機輸 | (1) | 外国為替先物取引規制 | <p>・チリ企業は、チリ国内の銀行としか為替先物予約の締結が不可。 (継続)</p> | <p>・外貨管理規制の緩和。</p> | |
| 14 税制 | 日機輸 | (1) | 仲介手数料にかかる高付加価値税 | <p>・非居住者から受領した仲介手数料に対し19%もの高額な付加価値税(IVA)が課される。 (継続)</p> | <p>・当該口銭は総合課税とする。</p> | |
| 17 知的財産制度運用 | 日機輸 | (1) | 私的使用目的での複製への権利制限の不十分 | <p>・私的使用目的で、正規に購入した音楽CDをPCに録音、さらに当該PCから携帯オーディオにコピー、放送番組をタイムシフト視聴するために録音・録画、さらに当該複製物を外出時に視聴するためにスマートフォンに再複製、購入した書籍を電子化してタブレットにコピーする、といったことが現実に行われている。 これら行為により、権利者に損害が生じているとは考えられないことから、上記が適法となるように権利制限がなされるべきである。 しかしながら、国によっては、そもそもそれら行為が法文上は違法と位置づけられていたり、一部の行為を適法としていても不十分であることがある。 なお、日本では、著作権法30条により、比較的広範に私的使用目的での複製を権利制限している。 (変更)</p> | <p>・現実に即した私的使用目的での複製の権利制限の導入。</p> | <p>・[チリ]私的複製を許容する条項なし。</p> |

| | 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|-----------------|-----|-----|-------------------|---|--|--|
| 19 | 工業規格、基準 安全認証 | 日機輸 | (1) | 製品安全認証体制 の整備不足 | <p>・当社が使用している一番典型的な製品安全認証スキームの場合、認証取得時工場監査および認証後に年1回の工場監査(年1回)、および工場訪問によるサンプル抜き取り検査(認証の6ヶ月後)や、市場でのサンプル抜き取り検査が要求されている。抜き取りサンプル数も非常に多い。これだけでも、先進国の要求に比して負担が大きい。工場監査は製品(プロトコル)毎、認証機関毎に別々に実施されることから、頻度が高くなりがちで負担が大きい。</p> <p>また、チリ本国から監査官が訪問するため日程調整が難しく、監査のためのチリ向け製品の生産日の調整が困難。</p> <p>認証を取得するには、認定試験所の試験を受けた上で、認定認証機関から認証を取得する必要があるが、認証機関・試験期間の認定が規制施行日前ぎりぎり、もしくは間に合わないことがある。</p> <p>(継続)</p> | <p>・他国認証機関の工場検査結果の受け入れ、チリ認証機関の工場検査結果の受け入れ、採用する製品安全規格が共通な製品について工場検査の共通化、抜き取りサンプル数の適正化、十分な対応期間の設定等を希望する。</p> | <p>・テレビとセットトップボックス延期省令2716号</p> <p>・DVD、ブルーレイ及びオーディオ機器省令2684号</p> <p>・ホームシアター機器・プリンター省令2371号</p> |
| 21 | 土地所有制限 | 日製紙 | (1) | 先住民による土地 不法占拠 | <p>・事業展開地域において先住民団体による土地返還運動が活発化し、社有地(植林地)が不法占拠されるという状況に陥っている。従業員、コントラクターの安全が脅かされると共に、計画に沿ったオペレーションの実施が叶わず、収入の減少を余儀なくされている。</p> <p>(継続)</p> | <p>・チリ政府として、抜本的な先住民問題対策を実施すると共に、現状先住民に占拠されている植林地については、政府機関による購入手続きを早めて頂きたい。</p> | <p>・先住民法 (法令19253号)</p> |

コロンビアにおける問題点と要望

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-----------------|-----|-----|----------------------|---|--------------------------------------|------------------|
| 9 輸出入規制・関税・通関規制 | 日機輸 | (1) | FTA関税格差 | ・FTA/EPAの対象外品目であれば5-15%の関税が課せられる。 (継続) (対応) ・2015年8月31日から9月4日まで、東京において日・コロンビア経済連携協定(EPA)交渉第13回開催。 | ・早期の日本コロンビアEPAの締結による関税引き下げ。 | |
| | 日鉄連 | (2) | 関税引上げ | ・2011年8月12日、商工観光省が国内産業の競争力強化を目的として鉄鋼を含む計300品目を対象に、1年間関税を無税化。同時に鉄鋼を含む約300品目の税率を10%引き上げ。 (継続) | | ・商工観光省政令2917号 |
| | 日鉄連 | (3) | セーフガード措置の濫用 | ・2013年6月から9月にかけて、溶融亜鉛メッキ鋼板、線材、山形鋼、棒鋼および形鋼、異形棒鋼および異形線材、継目無鋼管および溶接鋼管に対するセーフガード調査を立て続けに開始。セーフガード措置の乱用により、保護主義的な動きが周辺国のみならず、世界的に蔓延する恐れがある。 2013年10月8日、線材に対する200日間の暫定セーフガード措置賦課開始。 2013年10月8日、異形棒鋼に対する200日間の暫定セーフガード措置賦課開始。 2013年11月29日、溶融亜鉛メッキ鋼板に対するセーフガード調査終結。 2014年1月29日、継目無鋼管および溶接鋼管に対するセーフガード調査終結。 2014年4月23日、山形鋼に対するセーフガード調査終結。 2014年4月23日、異形棒鋼および異形線材に対するセーフガード調査終結。 2014年4月30日、線材に対するセーフガード措置開始。 2014年5月19日、棒鋼および形鋼に対するセーフガード調査終結。 (継続) | ・セーフガード措置濫用の中止。 | |
| 12 為替管理 | 日機輸 | (1) | 為替先物予約 | ・コロンビア企業は、コロンビア国内の銀行としか為替先物予約の締結が不可。 (継続) | ・外貨管理規制の緩和。 | |
| | 日機輸 | (2) | オフショア為替取引規制 | ・オフショアでコロンビアペソの為替取引はできない。 (継続) | ・オフショア市場でのペソ取引を認める。 | |
| | 日機輸 | (3) | 過度の為替変動 | ・大幅な通貨切り下げによる出資悪化。2016年度は、やや安定も、急激な為替変動リスクは存続。 (追加) | ・過度の為替変動に対しては、市場介入も含め金融当局の断固たる措置を期待。 | |
| 14 税制 | 日機輸 | (1) | 金融取引税課税 | ・コロンビア国内の銀行口座間の資金移動に対して、金融取引税(0.4%)が課税される。 (継続) | ・金融取引税の撤廃。 | 2006年法律第1111号第4章 |
| 19 工業規格、基準安全認証 | 日機輸 | (1) | 省エネ認証規則制定における内外差別の懸念 | ・2016年度より冷蔵庫で省エネ認証開始(RETIQ)。コロンビア国内ラボでの実験データ採用が義務化。コロンビア地場メーカーのHaceb、Challengerを優遇する内容になる事を懸念している。 (変更) | ・公平な法規設定を希望。(実質的な輸入規制) | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|-----|-----|-------------|---|---|---|
| 19 | 日鉄連 | (2) | 適合性評価手続きの煩雑 | <p>・2013年9月20日、コロンビア商工観光省が異形線材(HS: 7213.10.00.00)・ワイヤグリル(HS: 7314.20.00.00)に対する適合性評価手続き導入に関するWTO通報を実施。制度のドラフトによると、国内生産者および輸入者は適合性評価を満たしていることの証明書の入手が必要となる。証明書は、a) 国内の認証機関、b) IAF、MLA、ILAC、IAACといった相互承認を行っている国際認証機関、c) コロンビアが相互承認を行っている原産国における認証機関で入手が可能となる。</p> <p>(継続)</p> | <p>・制度の撤廃。</p> <p>・手続き(含、除外制度)の明確化・簡素化。</p> | <p>・Draft Decree of the Ministry of Commerce, Industry and Tourism "Issuing the Technical Regulation applicable to plain and deformed steel wire and electrically welded mesh for concrete reinforcement which are manufactured in, imported into or marketed in Colombia "</p> |

エクアドルにおける問題点と要望

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-----------------|-----|-----|------------------------|---|---|---|
| 9 輸出入規制・関税・通関規制 | 日機輸 | (1) | 追加関税措置(セーフガード) | <p>・2015年3月より設定されているセーフガード(Salvaguarda)税は時限立法であり、4 - 6月で段階的に削減されるも、現在も継続施行。引き続き国内産業保護と輸入削減による外貨流出防止が図られる。引き続き自由競争への影響が懸念される。</p> <p>(変更)</p> <p>(対応)</p> <p>・2016年1月21日、貿易委員会(COMEX)は2016年決議001号を採択し、2015年3月11日から実施されている国際収支防衛のための一時的輸入制限措置(セーフガード)である追加関税措置の変更を決定し、1月31日に適用した。追加関税は品目別に5%、15%、25%、45%の4種類のうち、今回は45%が適用されている品目の追加関税率を40%に引き下げる。</p> | <p>・実質、輸入規制であり、INEN規制の早期緩和、撤廃を求める。</p> | |
| | | | | 19 工業規格、基準安全認証 | 日機輸 | (1) |
| | 日機輸 | (2) | 認証取得における不合理なテストレポート要求 | <p>・プリンタ規制(RTE INEN 202)、外部電源規制(RTE INEN 167)では認証取得が要求されており、申請の際に発行から12カ月以内のテストレポートの提出が要求されている。</p> <p>認証の有効期間が一年であることから、実質毎年一回は認定試験所の試験を受ける必要があり、企業にとっては費用面での負担が非常に大きい。国際的には発行から3年以内のテストレポートを認めるのが通例である。</p> <p>(継続)</p> | <p>・発行から3年以内のテストレポートであればよい様に改正頂きたい。</p> | <p>・REGLAMENTO TÉCNICO ECUATORIANO RTE INEN 202</p> <p>・REGLAMENTO TÉCNICO ECUATORIANO RTE INEN 167</p> |
| 22 環境問題・廃棄物処理問題 | 日機輸 | (1) | 省エネ規則の恣意的拡大 | <p>・2013年6月発令の新省エネ規制INENは当初のエアコン、冷蔵庫から対象範囲を次々と拡大し、現在、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、管球、レンジ、テレビ、アイロン、掃除機と電気製品全般に省エネ規制を拡大。INENが認める第三者実験機関のテストデータが引き続き必要で費用、時間が嵩む事態となっている。エクアドルブランドであるInduramaなど国内産業育成による貿易収支の改善が背景にあると考えられ、自由な競争環境を阻害している。</p> <p>(一部削除、要望変更)</p> | <p>・部分緩和も実質、輸入規制であり、INEN規制の早期緩和、撤廃を求める。</p> | |
| | 日機輸 | (2) | リサイクルに関する規制(廃充電池の回収義務) | <p>・充電池(一次電池は対象外)に関して輸入額に特定比率を掛け合わせた金額を輸入者が回収義務を負う規制を発行。拐取箱の設置や消費者意識の啓蒙などのコストが利益圧迫。</p> <p>(継続)</p> | <p>・リサイクル規制の撤廃あるいは目標率の緩和。</p> | |

ペルーにおける問題点と要望

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-------------|-----|-----|---|--|--|-----|
| 16 雇用 | 日機輸 | (1) | 外国人登録証の発行遅延 | ・外国人登録証の発行に時間を要し、数ヶ月かかっている。 | ・登録所発行の手続を迅速化していただきたい。 | |
| 17 知的財産制度運用 | 日機輸 | (1) | 私的複製補償金制度 | ・ペルーで2003年に記録媒体に関し、私的複製補償金制度が導入され、CD-RやDVD、カセットテープに補償金がかけられている。しかし、その私的複製補償金制度は、徴収の合理性や分配の透明性に欠けるなど、デジタル化・ネットワーク化の進んだ現代においては、もはや時代遅れで不合理な制度である。 なお、日本では、私的録音に関しては既に事実上の制度凍結の状況になっており、私的録画に関してもデジタル放送に著作権保護技術が適用されていることを背景に補償金制度の対象ではないとの司法判断(知財高裁)が示され、2012年11月の最高裁の棄却決定により確定している。 (継続、要望変更) | ・私的複製補償金制度を有する国については、デジタル化・ネットワーク化の進んだ時代に合致した合理的な制度への見直しを要望したい。 ・同制度を有しない国については導入しないことを求めるが、同制度導入する場合には上記の見直しと同様の配慮を要望したい(例えば、一律に汎用品に課金しない等、使用実態に基く損失に応じた課金基準の法文化)。 | |
| | 日機輸 | (2) | 機器利用時・通信過程における一時的蓄積及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用 | ・通信の過程、著作物の視聴・実行の過程、情報通信の技術を利用した役務提供の過程において、その処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で複製が可能であるべき。 なお、日本では著作権法47条の8(電子計算機における著作物の利用に伴う複製)、著作権法47条の5(送信の障害の防止等のための複製)により権利制限されている。また、平成24年の改正法案(47条の9 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)でもさらなる権利制限がされようとしている。 (継続) | ・機器利用時・通信過程における一時的蓄積に関する権利制限及び情報通信の技術を利用した役務提供のための利用に関する権利制限の導入。 | |
| | 日機輸 | (3) | 情報解析研究のための複製等 | ・コンピュータ等を用いた情報解析を行うために必要と認められる限度で複製が認められるべき。 なお、日本では著作権法47条の7により権利制限されている。 (継続) | ・情報解析研究のための複製等に係る権利制限の導入。 | |
| | 日機輸 | (4) | インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等 | ・インターネット情報の検索サービスを提供するために必要と認められる限度で複製が認められるべき。 なお、日本では著作権法47条の6により、違法に送信可能化されていた著作物であることを知ったときはそれを用いないこと等の条件の下で権利制限されている。 (継続) | ・インターネット情報の検索サービスを実施するための複製等に係る権利制限の導入。 | |
| | 日機輸 | (5) | 技術の開発又は実用化のための試験に係る複製等 | ・録音、録画その他の技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合に、必要と認められる限度で利用が認められるべき。 なお、日本では著作権法30条の4で権利制限がされようとしている。 (継続) | ・技術の開発又は実用化のための試験に係る複製等の権利制限の導入。 | |

ベネズエラにおける問題点と要望

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----------|-----|-----|-----------------|--|--------------------------------|--------|
| 1 外資参入規制 | 日機輸 | (1) | 接収・国有化の懸念 | ・政府は基幹産業(資源、エネルギー、鉄鋼、金融、食品、通信等)に対する国有化を進めてきたが、近年はその他の産業(流通等)も国有化の対象になりつつある。また、最近では遊休資産の接収の動きが出てきており、政府に遊休資産と見なされないための対策を実施している。 (継続) | | |
| | 日機輸 | (2) | 外資法における外資保護の不十分 | ・国営化方針が急遽発出されるなど、外資が保護されているとは言い難く、配当送金に必要な外貨割当も保証されていない。 (継続) | ・外資を保護する明確な条項の整備、並びに為替優遇制度の整備。 | ・外国投資法 |
| 12 為替管理 | 日機輸 | (1) | 厳格な外貨管理規制 | ・外貨(USD)調達手段としては、従来からの固定レートでの輸入決済用外貨割当(CENCOEX)に加え、2013年3月よりSICAD(競売形式での調達システム)、SIMADI(自由変動相場)が導入されている。しかし、このレートには大きな差異があり、また調達した外貨の使用用途にも制限があるなど、課題は多い。 2015年度は、とも供給が需要に追いつかず機能不全状態にある。 についても、国家貿易センター(CENCOEX)からの外貨取得・支払に関する申請について、煩雑な手続きあり。2015年度現在は生活必需品に限定し運用されている。 (継続) ・[為替制度の経緯] - 2003年1月、外貨市場を停止 - 2003年2月、外貨取引はCADIVI(為替管理委員会)による事前許可制に変更... 第1為替制度。 実質的な固定相場制スタート(公定レート) - 2013年2月、為替管理令に基づくSICAD導入(中銀管理下で実施される外貨競売制度)... 第2為替制度 - 2013年11月、為替管理強化のためCENCOEX(国家貿易センター)設立 - 2014年3月、自由為替市場に類するSICAD 導入... 第3為替制度 - 2015年3月、SICAD に代わり、SIMADI(自由変動相場)が導入 [現状] - 公定レート: 1US\$ = 6.3ボリバル CENCOEX: 1US\$ = 6.3ボリバル SICAD: 1US\$ = 13.5ボリバル SIMADI: 1US\$ = 約200.0ボリバル CENCOEXは、主に食料品・医薬品に対し発給されている。その他のSICAD、SIMADIは、供給が需要に追いつかず、2015年後半より実質機能停止状態。 上記の状況下、2010年度以降は販売が激減。会社存亡の危機に瀕する中、存続プラン(BCP)を策定・実施している。組織体制の縮小、その他あらゆる | ・規制の緩和。 | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|---------------------------------|-----|--------------------|--|---|-----|
| 12 | 日機輸 | | | <p>経費の極小化、適正マージンの確保を図りつつ、手持ちのUS\$の範囲内にて事業継続中。</p> <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二重為替の解消。 ・外貨割当の公正な運用。 <p>(内容、要望ともに変更)</p> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年2月、為替協定33号(2015年2月10日付特別官報6171号に公示)により、「副次的外貨システム(Sistema Marginal de Divisas:SIMADI)(変動為替レート)」が導入。2017年1月時点のSIMADIの為替レートは1ドル約690ボリバル。 ・2016年3月、為替協定35号(2016年3月9日付官報40865号に公示)により、「優遇された外貨システム(DIPRO)(固定為替レート)」が導入。為替レートは1ドル=10ボリバルで固定。それまで1ドル=6.3ボリバルの固定為替レート、12.5ボリバルの変動制のSICAD1レート、52ボリバルの変動制のSICAD2レート、200ボリバルの変動制のSIMADIレートの4つの公式為替レートが存在していたが、為替協定35号により、1ドル=10ボリバルの固定為替レート(DIPRO)と変動制のSIMADIレート(2017年2月21日現在、1ドル=約690ボリバル)の2つの公式為替レートに集約された。ただし、ボリバルをドルに両替する場合、公式為替レートで両替することは困難で、多くの場合は並行レートと呼ばれる政府管理外の為替レートで両替しているのが実態。 ・2017年6月、SIMADIに代わる「補足的な外貨システム(DICOM)」が始動。2017年1月時点もSIMADIが継続して運用されているが、SIMADIとDICOMが厳密に区別されておらず、SIMADIの為替レートがDICOMの為替レートと呼ばれる場合もある。 <p>1回目(2017年5月25日～31日)のDICOMの為替レートは1ドル=2,100ボリバル。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・外貨割当の明確な基準の公示。 | |
| | 日機輸 日機輸 日機輸 日機輸 日機輸 | (2) | 通貨切り下げリスク・為替制度の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・2013年2月以降2015年末現在、公定レートの通貨切り下げは行われておらず、為替制度改定とともに通貨切り下げリスクは年々拡大している。 <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存3種の為替管理制度が存在しており、すべてが実質機能停止状況にあり、公定レートとの乖離も大きい。(マーケットレートは更にボリバル安 2015年12月現在、1US\$ = 833.33ボリバル) <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対本社ドル建連結決算における為替損を極小化するため、現地通貨建ネット資産の極小化を図っている。 <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒常的な現地通貨VEFの切り下げリスクが存在。 <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地通貨決算での為替差損を回避するため、ドル建て資産・負債のポジションをロング(資産>負債)に維持しなければならない。即ち、輸入をドル調達範囲内で行わねばならない。 <p>(継続)</p> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・為替協定35号により、1ドル=10ボリバルの固定為替レート(DIPRO)と変動制のSIMADIレート(2017年2月21日現在、1ドル=約690ボリバル)の2つの公式為替レートに集約された。ただし、ボリバルをドルに両替する場合、公式為替レートで両替することは困難で、多くの場合は並行レートと呼ばれる政府管理外の為替レートで両替しているのが実態。 | | |

| 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|--------------------|-----|-------------|-------------------------------|--|-----------------------------|------|
| 12 | | | | ・2017年6月、SIMADIに代わる「補足的外貨システム(DICOM)」が始動。 2017年1月時点もSIMADIが継続して運用されているが、SIMADIとDICOMが厳密に区別されておらず、SIMADIの為替レートがDICOMの為替レートと呼ばれる場合もある。 1回目(2017年5月25日～31日のDICOMの為替レートは1ドル=2,100ボリバル。 | | |
| | 日機輸 | (3) | 外国先物規制 | ・実質USDの調達、支払が不可。 | ・規制の緩和。 | |
| 16 雇用 | 日機輸 | (1) | 解雇の困難 | ・最低賃金の3倍以下の労働者は、正当な理由なく解雇できない。実質的に正当な理由付けは非常に困難。 (継続) | ・労使に平等な条件への改定。 ・大統領令の撤廃。 | ・労働法 |
| | 日機輸 | | | ・労働者保護に過度に偏った法令であり、労働条件の改定が容易ではない。大統領令による解雇禁止令(2018年12月まで)が發布され、雇用の柔軟性に欠ける。 (内容、要望ともに変更) | | |
| | 日機輸 | (2) | 外国人雇用制限 | ・外国人の人数・給与は総人員・給与総額の10%以内に制限されている。 (継続) | ・撤廃。 | ・労働法 |
| | 日機輸 | | | ・総従業員数に対する外国人比率規制(10名以上の企業の場合は外国人数は10%以内)及び給与総額に対する外国人給与総額の比率規制(20%以内)。 | | |
| | 日機輸 | (3) | 厳格な労働基準・安全基準 | ・非常に厳しい労働基準・安全基準を満たすため、多大なコストと労力を課せられている。 | | |
| | 日機輸 | (4) | 硬直的な労働市場 | ・低所得者層保護のため、労働市場は非常に硬直的。 (継続) | | |
| | 日機輸 | (5) | 労働争議の頻発・解決の困難 | ・自動車産業では大規模な労働争議が頻発し、生産継続に深刻な影響を与えている。 (継続) | | |
| 日機輸 | (6) | 最低賃金の頻繁な引上げ | ・年3回の最低賃金引き上げが固定費を圧迫。 (継続) | | | |
| 20 独占 | 日機輸 | (1) | 国有化政策による競争阻害 | ・国有化政策のため、あらゆるマーケットに公正な競争が存在せず、非常に非効率。2013年12月「家電製品に対する価格統制」が開始。価格統制施策は、オフィスビルの賃貸についても実施。 (継続) | | |
| 23 諸制度・慣行・非効率な行政手続 | 日機輸 | (1) | 行政手続の非効率 | ・チャベス前大統領死去後、あらゆる行政手続の非効率化が加速し、且つ突然の制度変更が頻発。マドゥロ新政権下、2013年11月「大統領授權法」制定により、政治・経済の不透明さが拡大。 (継続) | | |

| | 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|-----|-----|-----|----------|--|----|-----|
| 26 | その他 | 日機輸 | (1) | インフレ亢進 | <p>・2015年は、あらゆる物・サービスの価格が急上昇しており、コストUP要因となっている。</p> <p>IMF調査によると消費者物価指数は2015年は前年比275%とし、2016年末には720%になる可能性を示した。</p> <p>一方、家電商品の粗利益は価格統制により約30% (13年1月現在) に制限されており、収支圧迫。</p> <p>(継続)</p> | | |
| | | 日機輸 | (2) | 政治情勢の不透明 | <p>・2015年12月に実施された国会議員選挙で野党が過半数を獲得。今までのように政府与党中心に進めてきた非効率・超社会主義の政策に歯止めがかかる期待がある一方で、政治状況は混乱度が増している。</p> <p>(継続)</p> <p>(対応)</p> <p>・2015年12月の国会議員選挙での大敗を受けて、マドゥロ大統領は2016年1月6日内閣を改造。</p> <p>・2017年7月30日、与党の統一社会党(PSUV)は7月30日、新憲法制定のための制憲議会選挙を強行。</p> <p>・2017年8月18日、制憲議会は野党勢力が多数を占める国会から立法権などの権限を剥奪したと宣言。今後はマドゥロ大統領を支持する勢力が全議席を占める制憲議会が国会の機能を引き継ぎ、憲法改正を進める。マドゥロ大統領は独裁体制を確立。</p> <p>・2017年8月19日、ベネズエラの国会開催、制憲議会による立法権剥奪を無視。マドゥロ政権寄りの最高裁は国会の行動は制憲議会を「軽視している」と非難し、今後の国会による決定はすべて「無効」だと宣言。国際社会からはマドゥロ大統領派による独裁だとして批判集まる。米国、英国、スペイン、南部共同市場(メルコスル、Mercosur)は制憲議会を承認していない。</p> | | |

コスタリカにおける問題点と要望

| | 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|---------------------|-----|-----|-----------|--|---|---|
| 19 | 工業規格、基準 安全認証 | 日機輸 | (1) | 新規格への対応困難 | ・冷蔵庫について、2014年11月より当局からコスタリカ法規(メキシコNOM規格準拠)を満たした商品のみ輸入可能とする通達が出され、規格対応。メキシコ生産品は自動的にNOM規格を取得しており、メキシコ外生産品にとって短期間での対応が難しい状況。 (変更) | | |
| | | 日機輸 | (2) | 規格基準の不透明 | ・容量表示の規定が不透明であり、メーカーの自己申告となっており容量表示の基準策定が必要。なければ不公正な競争環境が続く懸念あり。 (一部削除) | ・公正な法規の制定。 | |
| 23 | 諸制度・慣行・非 能率な行政手続 | 日化協 | (1) | 農薬登録審査遅延 | ・農薬の緊急登録下で販売されている製品の正式登録を取得すべく当局から要求された追加情報を提出したにもかかわらず、正式認可がなかなか下りず、販売を拡大できない。 | ・当局による審査スピードを改善するとともに審査完了時期の目安を知らせてほしい。 | ・33495-MAG-S-MINAE-MEIC “Regulation on the Registration, Use and Control of Synthetic Pesticides Formulated, Active Ingredient Technical Grade, Aids and Related Substances” |

パナマにおける問題点と要望

| | 区分 | 意見元 | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|-----------------|-----|-----|---------------------------------------|--|---------------------|-----|
| 9 | 輸出入規制・関税・通関規制 | 日機輸 | (1) | 個人消費品への輸入規制 | <p>・個人消費の輸入荷物(日本食や日用品)につき、年間輸入回数や重量制限が2016年7月11日より適応された。</p> <p>< 規制詳細 ></p> <ul style="list-style-type: none"> - 年間送付回数制限 : 3回まで - 1回の個人輸入重量制限 : <ul style="list-style-type: none"> -- 単身者: GROSS 5KGまで (実質4KG) -- 帯同者: GROSS 10KGまで (実質9KG) - 当局に対して事前に輸入申請が必要パスポートを提示し個人ごとの申請登録が必要 - 1アイテムごとに2ドルの費用の当局への支払義務 - 1kg相当のサンプル検収実施 (不特定) | ・制限緩和を検討して頂きたい。 | |
| 14 | 税制 | 日機輸 | (1) | CAIR (Alternative minimum income tax) | <p>・パナマ法人は以下の何れか高い方を支払う。</p> <p>法人税 25%(課税所得X25%)</p> <p>総所得の4.67%</p> <p>2015年度課税についてCAIR適不適用を要望も却下、現在当局と係争中。(追加)</p> | ・CAIRの適用除外措置の緩和、撤廃。 | |
| | | 日機輸 | (2) | 税務調査の遅延 | <p>・2012年5月に実施された税務調査案件が未解決。</p> <p>対象期間: 2008年度、2009年度 (継続)</p> | ・手続き時間の短縮化。 | |
| 16 | 雇用 | 日機輸 | (1) | ビザの更新・発給におけるパスポート保留要件 | <p>・ビザ(有効期間1年)の更新・発給に際し、現在、当局はパスポートを3日間保留しているが、2013年に新しい手続きに変わり、約10日の保留となった。多数国を担当する為、出張の多い当社では、事業に差しさわりができる可能性がある。(継続)</p> | ・手続き時間の短縮化。 | |
| 23 | 諸制度・慣行・非能率な行政手続 | 日機輸 | (1) | 訴訟手続の遅延 | <p>・2010年の売掛債権回収訴訟案件が未解決。(継続)</p> | ・手続き時間の短縮化。 | |

新規意見速報版
2017年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望

2017年8月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商・投資グループ 和田、武田、高橋、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館401号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<http://www.jmcti.org>

<http://www.jmcti.org/mondai/top.html> (貿易・投資円滑化ビジネス協議会)

禁無断転載